

平成25年第6回辰野町議会定例会会議録(16日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 平成25年6月18日 午後2時開議
3. 議員総数 13名
4. 出席議員数 13名

1番	宇治徳庚	2番	成瀬恵津子
3番	根橋俊夫	4番	三堀善業
5番	岩田清	6番	矢ヶ崎紀男
7番	熊谷久司	8番	永原良子
9番	堀内武男	10番	船木善司
11番	中谷道文	12番	宮下敏夫
13番	篠平良平		

5. 会議事項

- 日程第1 議案第14号 辰野町住民カード条例及び辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第15号 平成25年度辰野町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第16号 平成25年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第5 議員提出議案の審議について
- 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 発議第2号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)反対に関する意見書の提出について
- 発議第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教職員定数の増員及び教育予算の増額を求める意見書の提出について
- 発議第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について
- 日程第6 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一

総務課長	中 村 良 治	まちづくり政策課長	山 田 勝 己
住民税務課長	向 山 光	保健福祉課長	一ノ瀬 元 広
産業振興課長	飯 沢 誠	水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘
会計管理者	宮 原 修 二	教育次長	百 瀬 辰 夫
辰野病院事務長	赤 羽 博	福寿苑事務長	宮 原 正 尚
消防署長	林 国 久	両小野国保診療所事務長	河 手 潤 子
社会福祉協議会事務長	守 屋 英 彦		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武 井 庄 治
議会事務局庶務係長	赤 羽 裕 治

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第3番	根 橋 俊 夫
議席 第4番	三 堀 善 業

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

6月3日に始まりました6月定例議会も本日、最終日となりました。開会中、ほたる祭りなど行事が重なり、何かと忙しい議会だったと思いますが最後まで慎重審議をお願いいたします。定足数に達しておりますので、第6回定例会16日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第14号、辰野町住民カード条例及び辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、中谷道文議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（中谷）

平成25年6月定例会、条例審査委員長報告を申し上げます。本定例会初日に総務産業常任委員会に付託されました、議案第14号、辰野町住民カード条例及び辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。去る12日、担当課長及び担当職員の同席を求め、慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査結果を報告

します。議案第14号は辰野町住民カード条例及び辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものです。今回条例の一部を改正する理由は、また対応については、の質問に対して担当からは1つ、住基カードは発足から間もなく10年の有効期限を向かえ、平成25年8月から有効期限満了となるカード保有者が現れるため。2つ目、有効期限満了となった住基カードは再交付申請をしない限り住基カードとしては利用できなくなる。3つ目、期限満了に伴う対応として1箇月前に該当者宛、案内通知とシール、辰野住民カード用を送付し、お知らせするとの説明でありました。なお、スタート時点で10年先の対応の仕方が取り決められていなかったため今回、条例の一部を改正するものであるとの説明でありました。委員からは平成27年12月からマイナンバー制度に移行されると思うが扱いはどうなるか、との問いに対して、住基カードと引き換えにマイナンバーカードを交付する。もし制度に加入しない人等発生した場合については申請をしてもらい、辰野町住民カードシールを貼れば37年12月までは有効、以後発行しない方針との説明でありました。また、委員からは他町村の動向についての質問が出されました。郡下、全地区とも同じ歩調か、に対して広域傘下の6市町村は同一歩調とのことでありました。委員全員一致で可と決しました。以上、14号議案について委員会における審査結果を報告しました。全議員の賛同をいただき、可決くださいますようお願い申し上げ委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより議案第14号、辰野町住民カード条例及び辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第2、議案第15号、平成25年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○船木（10番）

17ページ、土木費のところですが、防衛施設周辺道路改良ですけれども、3月の当初予算の審査の折にはですね715メートルにわたって委託料が300万円。公有財産購入が1,100万円。補償、補填が600万円ということで審査をしてみました。2箇月経つかどうかのこの折にですね、委託料が800万円、それから公有財産の購入がサンカク400万円。補償がサンカク400万円ということは、この当初予算との兼ね合いはどのようになっておるのかお伺いします。

○建設水道課長

議員おっしゃいますように3月に予算について承認いただきました。この予算につきましては12月、実際には11月に作ったものでありましてそれ以降、3月末事業を進めていく上において変更が起きました。24年度の後半に地質調査を行った結果、一部計画にしてました工法だと施工ができないという形になりまして、見直しを行いました。見直し区間が約100メートルでございます。これに伴いまして、その変更になる延長100メートルの路線測量詳細設計及び用地測量を行う形になってまいりました。また、この間に対して変更が起きましたので、当分の間、用地及び補償につきまして減額し、路線が決定次第、再度補正を行っていきたいということでございます。今、申し上げましたように予算につきましては11月、12月に作った予算。それ以降の変更に伴いましての今回の変更でございます。よろしくお願いたします。

○船木（10番）

当初、715メートルだったと思います。それについて委託なり、土地の購入費を見込んでいたと思うんですけれども、715メートルがどのように変わったのか。また委託料が800万円ということになれば相当大幅な増額になるわけですが、そのへんはどのようなものなのか、伺います。

○建設水道課長

先ほど申し上げました、100メートル間につきまして地質調査を行った結果、軟弱土盤という形になりまして杭打ち、また土壌をかくはんして改良する、いろんな工法

を検討しましたがやはり支持力がもたないと、その上に今の盤の上に土を盛ることに  
対してやはり沈む恐れがあるという形で、決定、地質調査の結果決定されました。そ  
れで路線を変更するという形の中において山側に約30メートルぐらい、一番深い所で  
すが、山側に追って今の現在の所をきりにして、今は盛る計画だったのを今度はきり  
にしまして、盛り立てをしない工法を考えております。そのような形の中において起  
点から750メートルの中の内の100メートル間についてルートの変更、それについて  
再度路線測量を行わなければいけないということと、そしてそれに伴いましての詳細  
なる設計、それから大きな切土面になりますので、地質調査、また法面にどういう工  
法をやらなければいけないかという調査をするためにボーリング調査を行う予定で  
ございます。また、路線変更にともないましての用地測量、そしてその上にあります立  
ち木の補償、というものがあましてそれがかかる費用が付いて800万円という形で  
ございます。以上ですが、よろしいでしょうか。

○議長

よろしいですか。

○船木（10番）

はい。

○議長

ほかにございませんか。

○根橋（3番）

15ページの身体障害者等支援事業の備品購入であります移動入浴車の件について質  
問をしたいと思います。1つは実際の事業の実施主体はどこが実施するのかというこ  
とと、今回のことによって現在稼動している、できる町の関係のこの移動入浴車っ  
ていうのは何台なのかっていうことと、そんなわけでこの移動入浴については高齢者  
の方も対象にできるのかどうか、その3点について伺いたいと思います。

○保健福祉課長

3点についてお答えしたいと思います。先ず実施主体でございますけれども辰野町、  
町で行います。その後ですね、購入した後にですね社会福祉協議会の方へですね、貸  
与契約を結んでですね貸与してまいります。それから台数につきましては現時点では  
2台ございまして1台についてはですね平成13年ということでもう12年前のものでは  
ございますので、そちらについてですね更新をかけていきたいと考えております。そ

れから高齢者の入浴サービスが受けられるかっていう質問でございますけれども、こちらについてもですね対応していきたいというふうに考えております。

○議 長

ほかにございませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第15号、平成25年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。日程第3、議案第16号、平成25年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第16号、平成25年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。日程第4、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、各常任委員会へ付託となりました、請願・陳情について、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。初めに陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情。陳情第7号、農作物被害対策に関する陳情書。陳情第8号、TPP断固反対に関する陳情書。陳情第11号、国に対し、消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情書。以上4件について、総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、中谷道文議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（中谷）

陳情審査報告をいたします。平成25年6月定例会陳情審査委員長報告。本定例会初日に当委員会に付託されました陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情。陳情第7号、農作物被害対策に関する陳情書。陳情第8号、TPP断固反対に関する陳情書。陳情第11号、国に対し、消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情書。以上4件について担当課長及び担当者の出席を求め説明を受け、慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告をいたします。陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情。陳情者、上伊那地区労働組合会議、議長、赤羽知道氏よりの陳情です。この陳情は3月定例会にも提案されておりますが、政府は国の政策目的の実現のため、地方公務員の臨時給料減額に係る地方交付税減額を一方的に推し進めました。地方交付税は地方固有の財源であり、国と地方の十分な協議の補償、社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策など増大する財政需要に見合う地方財政計画や地方交付税総額の拡大を図る陳情です。委員からは、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、多くの対策が必要との意見が出されました。陳情第7号、農作物被害対策に関する陳情書。陳情者、上伊那農業協同組合、代表理事組合長、御子柴茂樹氏よりの陳情です。この陳情は本年春、凍霜害等異常気象による災害作物生産者支援のため、農作物等災害緊急対策事業の実施により各種の支援を講じられたいとの陳情です。課長及び担当者より被害状況の報告と現状の対策状況の報告を受けました。上伊那地区では果樹、野菜、花きが多く被害を受け、総額1億円、辰野町の被害額は1,113万円とのことです。既に共済対策、技術対策、融資対策、利子補給対策等、種類の対策を要請中があります。JA本部や地区農政対策委員会、上伊那広域議会でも陳情がなされ県に提出されております。県、国に向けて大きく働きつつあるとの報告を受けました。委員全員一致し、趣旨採択と決しました。陳情第8号、TPP断固反対に関する陳情書。陳情者、上伊那農政対策委員会委員長、御子柴茂樹氏。同、上伊那農業協同組合、代表理事組合長、御子柴茂樹氏より提出されたものであります。今後の交渉において国益が守られないと判断した場合、即刻、交渉から脱退することを政府として明確に国民に確約すること、とした陳情です。委員からの意見として政府が明確に確約できればとの文面であり、断固反対でなく、反対との意見が多くありました。委員一致し、TPP参加反対とし、採択し意見書を提出に決定しました。陳情第11号、国に対し、消

費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情書。陳情者、上伊那民主商工会、会長、滝沢孝夫氏より提出されたものです。陳情の趣旨はアベノミクス効果で株高となり景気が上向きつつあると言われますが実感が出ていない。国民の81.4%の、これ共同通信社の調べだそうです。雇用、個人消費はいぜん大幅な改善もされない実態にあり、消費税増税の中止を求める意見書を辰野町議会から提出してほしいとの陳情であります。委員からは、賛成意見として国民の経済情勢もまだ冷え込みの実態にあり、陳情のとおり意見書を提出することに賛成。反対意見としては、消費税増税反対は理解するものの国の大きな赤字、1,000兆円とも言われており、逼迫した日本経済を考えれば、増税もやむなしという意見もありまして採決の結果3対1で趣旨採択と決しました。ここに委員会における陳情審査の結果を報告し、全議員の賛同をいただきますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議 長

只今の委員長報告に対し、陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第6号は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第7号、農作物被害対策に関する陳情書について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、趣旨採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第7号は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第8号、TPP断固反対に関する陳情書について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

○岩田(5番)

TPPの断固反対に関する陳情書でございますけれども、一番問題となるのは我が国がグローバルスタンダードに乗るためにはISD条項だと思いますけれども、どこまで踏み込んだ議論がされたか質問いたします。

○総務産業常任委員長(中谷)

ただ今の質問に対してお答えでありますけれども、まだ具体的な内容につきまして明確に伝わって来ないところに大きな課題があるということでもありますので、私の方もその詳しい内容については今のところ承知しておりませんので、よろしく願います。

○議長

よろしいですか。

○岩田(5番)

そのISD条項を賛成か反対かということについて、これ陳情が出ているわけですので、議論されないっていうことはちょっとおかしいと思うんですけども、議論しなかったわけですか。

○総務産業常任委員長(中谷)

ただ今の件につきましては、議論をいたしてございませんので、よろしく願います。

○議長

ほかにございますか。

(な し)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議 長

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第11号、国に対し、消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情書についての質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。次に討論を行います。初めに委員長報告に反対者の発言を求めます。

○根橋 (3番)

陳情第11号、国に対し、消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情書について、委員長報告は趣旨採択ということでしたが、そうではなく採択すべきとの立場から討論を行います。政府は2014年4月に8%、2015年10月には10%に消費税を段階的に引き上げる最終判断をこの秋の10月ごろに行い、予定どおり実施する見込みとの報道もされております。消費税を増税する必要性について政府は高齢化社会の到来と少子化により将来の社会保障財源が不足することを理由としておりますが、過去の導入時や5%に引き上げた時も同様の理由を挙げました。しかしこの間の経過をみれば社会保障は充実するどころか削減をされて来たのが実際であります。そして消費税の増税分は大企業への減税や富裕層への減税で帳消しとなり、その一方では消費税率アップにより景気が落ち込み、所得税、法人税などのいわゆる所得関連税が減収したことにより、国の税収全体が一環して減り続けてきたことはご承知のとおりであります。これがまさに国の借金が増え続けてきた根本原因ではないでしょうか。総務産業常任委員会の議論では国の借金が増えているから増税もやむなしとの立場から、陳

情どおりの意見書を国に提出することには反対で、趣旨採択としたとのことですが、よく考えていただきたいことは税率を上げれば国全体の税収が今度増えていくのかどうかということです。つまり間接税という性質上、消費税の税収は増加をいたしますが、その一方で法人3税、法人税、事業税、住民税や個人の所得税、住民税などは減収し、トータルでは税収が減っていく恐れが強いのです。それは消費税増税前の1996年には90兆3,000億円あった税収が2010年には76兆2,000億円まで減収しているという事実をみれば今後も十分予測されることだと思います。こうしたことは当町の国民健康保険税についても言えることで税率アップしても予定の半分程度しか、税収が得られておりません。本当に国の財政再建を目指すなら、GDPの約6割を占めると言われる個人消費を増やすことが必要であり、そのために労働者の賃金を引き上げることや下請け単価をアップして中小企業の経営を改善し、国民の懐を直接温める政策を実施することが大切であります。3%アップだけで標準世帯で年間約20万円もの負担増となると言われる今回の消費税の増税は国民の懐を直撃し、日本経済をどん底に落とすと言われております。中小企業者にとっても消費税アップ分は価格転嫁できない企業が圧倒的と言われており、過去にもあったように消費税倒産が多発するとも言われております。更に重要な点は過去にも再三強調いたしましたけれども、所得格差を考慮せず一律に税率を課すことは究極の不公平税制であり、税負担の原則からも逸脱してしまうことや、大震災被災者にも大きな負担を強いることになることでもあります。よって今、必要なことは不要不急の公共事業のばら撒きを止めるなどの歳出を徹底的に見直すとともに、大企業や富裕層への優遇税制を改め、同時に労働者の賃上げや中小企業への支援策を強め、国民経済を向上させる対策を取ることであり消費税を増税することでは全くないと考えられるものであります。よって陳情趣旨のとおり政府に対して今こそ消費税を増税しないよう強く要望をするべきであり、趣旨採択ということから意見書を提出しないことは町民の願いに欺くことになるので、陳情第11号、国に対して消費税増税中止の意見書を提出することを求める陳情書については採択をし、意見書を提出すべきであるとの立場から、趣旨採択を取ることには反対をいたします。

○議 長

次に委員長報告に賛成者の発言を求めます。

○堀内（9番）

私は消費税増税中止に対する意見書に対して総務産業常任委員会で決した趣旨採択が妥当であるという立場から意見を述べさせていただきます。消費税を引き上げるにあたって措置に対して附則第18条として消費税率を引き上げる際に経済状況を好転させることが条件であり、デフレからの脱却及び経済の活性化に向けて平成23年から平成32年までの平均において実質の経済成長率2%程度を目指し、望ましい経済成長の在り方に早期に近づける総合的な施策を講ずると明記されております。また、税制の抜本的な改革を踏まえ、経済の成長等における施策を検討する旨、記されておるわけです。この法律の公布後、消費税の引き上げにあたって経済状況の判断を行うとともに種々の経済指標を確認し、総合的に勘案した上でこの施行の停止を含め所要の措置を講ずるということになっております。現在、日本の経済は委員長報告にもありましたように1兆円の膨大な借金を抱えております。これは先ほど、話がありましたような内容にもよりますけれども今後、少子高齢化が進む中においてこの危機的な財政を救うためには、また将来若い世代にこの借金を残さないためにも、それと諸外国の現状を鑑みて日本の消費税は非常に少ない比率になっております。今後、社会保障の増大に対処するためには消費税を上げることは必要であると判断いたします。前にも述べた附則の内容の判断に基づき、消費税を上げて良いかの決定がされるということですが、ただ我々とすれば、庶民とすれば消費税増税により負担増及び経済に影響を及ぼす要素は大きいものが確かにあります。中止を求める意見書に対する趣旨は理解できますけれども、しかし現在対策施策を実施中であり、その見守りを行う中で最終判断が下されるということを確認しております。よって、委員会において決しました趣旨採択が妥当であると判断し、意見を述べさせていただきます。

○議長

ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長

討論を終結いたします。反対の意見がありましたので起立により採決いたします。お諮りいたします。この陳情書に対する委員長報告は趣旨採択であります。この陳情書についてを、採択することに賛成の議員はご起立願います。

（起立 2人）

○議長

起立少数であります。よって陳情第11号は趣旨採択とされました。次に、陳情第5号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書。請願第9号、国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書。請願第10号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書。以上3件について、福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、三堀善業議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（三堀）

委員長報告をいたします。本定例会初日、当委員会に付託されました陳情第5号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書。提出者、日本法輪大法学会中部地方担当、西村麗子氏。請願第9号、国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書。提出者、辰野町公立学校教職員組合、代表者、前原修氏。紹介議員、熊谷久司議員。請願第10号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書。提出者、辰野町公立学校教職員組合、代表者、前原修氏。紹介議員、熊谷久司議員。以上、3件について12日委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、審査内容に沿って報告いたします。陳情第5号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書。本陳情は宗教、思想及び中国の国内事情が絡み、実態をつまびらかにするには極めて難しい問題で、委員からさまざまな意見が出されました。結果、一地方議会で審議する内容に馴染まない問題で全員一致で不採択と決めました。請願第9号、国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書。本請願は義務教育の現場で一人ひとりの子どもに十分な目が届かないため、生徒だけでなく教師の側にも多くの問題が生じている。加配措置を利用しておられますけれども、専科教員の配置も含め本件の目指す30人規模学級を全国に早期実現を望むと同時に、それに伴う予算の増額を要請するものであります。よって、全員一致で採択とし国へ意見書を提出することに決めました。請願第10号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書。本請願は2006年から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたため、地方では財政状況が悪化し、交付税措置がされるものの十分ではなく、全国に格差が生じています。教育水準の向上、機会均等を図るべきと全員一致で採択とし、意見書を国へ提出することに決めました。以上3件、委員会における審査結果を報告し提案いたしますので、議員全

員の賛同をいただきますようお願いし委員長報告といたします。以上。

○議長

初めに、陳情第5号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。お諮りいたします。初めに、陳情第5号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書を採決いたします。この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第5号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書を採択することに賛成の方は、起立願います。

(起立 0人)

○議長

起立者なしと認めます。よって陳情第5号は不採択とすることに決しました。次に、請願第9号、国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって請願第9号は委員長報告のとおり決しました。次に、請願第10号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。日程第5、議員提出議案の審議についてを議題とします。発議第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって発議第1号は原案のとおり可決されました。次に発議第2号、環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)反対に関する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。発議第2号、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）反対に関する意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。次に、発議第3号、国の責任による35人以下学級推進と、教職員定数の総員及び教育予算の増額を求める意見書提出について。発議第4号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について、以上、2件を一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第3号、発議第4号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第3号、国の責任による35人以下学級推進と、教職員定数の総員及び教育予算の増額を求める意見書についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。これより、発議第4号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。日程第6、「議会閉会中の委員会の継続審査について」を議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長より、別紙のとおり「閉会中の継続審査申し出書」が提出されております。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長の申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いましたがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町 長

一言ご挨拶を申し上げます。6月3日から始まりました6月議会、大変今日まで、また空調も回さないまま、暑い中ご苦労さまでございました。さて、その間、ほたる祭りがご存知のように皆さん方のご協力もいただきまして盛大に開幕されたわけがあります。ワイトモ、ブライアン・ハンナ町長初め、一行8名の皆さんが14日に夜、辰野へ着きまして、もう早いもので今朝お別れをいたしましてバスで東京まで送りました。東京で1泊し、一行はいずれにしましても7日から10日ぐらいの予定でまたワイトモへ帰って行かれると思います。あと2年で姉妹都市締結20周年を迎えるわけですが、またそんなこともこの町としてはそのことに向かいまして、どのようになすべきか考えていかなきゃならんかと思いますが、皆さん方もまたともにお考えをいただければありがたいと思います。ほたる祭り、いよいよ「なんでも鑑定団」が23日、その前の土曜日には「ぴっかり踊り」ということで、町民総踊りの変名ということで3つの踊りが組み込まれます。私自身も踊れない踊りがあって困っているところがありますが、しかし正確に踊らなんでも良いということですから、手を上げたり下げたりしてりゃ良いっていうあれですから、踊れない所は皆さん方も一緒に加わっていただいて、踊れる所を踊り、踊れない所は手足を動かすとかいうことで体操のつもりでお出かけいただければと思います。開幕の天候が悪かったわけですが、また明日あたりも怪しいんですが、土日に向かってはまた晴れていただきたいとこんな

ふうに希いながら祭りの盛大を皆さんとともに盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは終わりにお礼を申し上げまして6月議会の終わりにあたりましてのご挨拶とお礼に代えさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

次に、この19日をもって任期満了となります小野代表監査委員より退任の挨拶の申し出がありました。これを許可いたします。演台でお願いいたします。

○代表監査委員（小野）

監査委員退任にあたり一言申し上げます。平成13年6月就任以来、今日まで3期12年間の監査の任務を果たすことができましたのも、理事者並びに職員、議員各位のご協力があったのことに感謝いたします。監査委員の服務については地方自治法198条の3に「監査委員はその職務を遂行するにあたっては常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならない」とありますが、私としてはそのように心がけて監査をしまいいりました。職員に対しては監査のための仕事はしてほしくない。仕事は町民のためにしてほしいと監査の折に申しまいいりました。監査が厳し過ぎますと職員が萎縮しますので、伸び伸びと仕事ができるように、またできる限り職員の負担がかからないように配慮してきたつもりですが、果たしてどうであったのか。内心、じくじたるものがあります。振り返って矢ヶ崎町政を総括しますと、限られた財源の中で有利な補助金を予算付けするなど手堅い手法で諸事業を遂行され、健全財政を堅持したことを大いに評価いたします。職員について申しますと、不祥事もありましたが法改正などで新たな仕事が増える中、人員削減にかかわらず効率良く仕事をしていただいたことは行政評価システムによる行政進行管理や職員の意識改革によるものと、その努力を評価いたします。議会においては議員の皆さんはよく勉強されており、議会の活性化を図り町民の声を町政に反映されて来ました。特に最近の議会報告会の開催により多くの町民が町政に関心を抱くようになったと思います。議会の傍聴者が多くなったのもその現れではないでしょうか。最後になりましたが、辰野町と辰野町議会の更なる発展と皆さんのご健康でご活躍されることを願ひまして、退任の挨拶といたします。大変お世話になり、ありがとうございました。

○議長

私もご一緒させていただきましたが、長い間大変ご苦勞さまでございました。以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして6月3日に開会いたしました平成25年第6回辰野町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

#### 1 1 . 閉会の時期

6月18日 午後 3時 6分 閉会

この議事録は、議会事務局長 武井庄治、庶務係長 赤羽裕治の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番